

○常総衛生組合職員の休日及び休暇に関する規則

〔昭和62年3月3日
常総衛生組合規則第3号〕

第1条 常総衛生組合職員の休日及び休暇に関する規則については、常総市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年水海道市規則第1号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。